

海外手配旅行条件書

- お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読みください。
- 本旅行条件書はお客様との海外手配旅行契約が成立した場合は、契約書面の一部となります。当社はおお客様のご依頼により、旅行の手配を引き受ける契約をする場合、契約の内容・条件はこの旅行条件書のほか、旅行申込書及び旅行出発前にお渡りする航空券・宿泊券等に記載するところによります。

1.手配旅行契約

- (1)お客様と国際開発株式会社(以下「当社」といいます。)とは、手配旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
 - (2)当社はおお客様の依頼により、お客様のために代理、媒介、取次をすることなどにより、お客様が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊、レストランその他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。
 - (3)当社は旅行の手配にあたり、運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の費用(以下「旅行費用」といいます。)のほか、所定の取扱料金を申し受けます。
 - (4)旅行契約の条件は、本旅行条件書、及び当社旅行業約款手配旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。)によります。
 - (5)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。
- ※手配債務終了後に、当社の責によらない事由によりお客様が被った損害については何ら関与いたしかねますので、必ずご自身で旅行保険にご加入下さい。

2.旅行のお申し込み

- (1)当社所定の旅行申込書に必要な事項を記入の上、旅行代金の20%相当額以上の申込金を添えてお申し込みください。なお、申込金は旅行代金の一部といたします。氏名(スペル)はご旅行に使用されるパスポートの記載通りにお申し込みください。
- (2)未成年者については利用予定の旅行サービスを提供する航空会社・宿泊機関および滞在国の入国条件等予めご自身にてご確認ください。滞在都市の条例・ホテル規約、航空会社の規約などによりお申し込みをお断り、もしくは追加代金が発生する場合があります。また、お申込時点で20歳未満の方は親権者の同意書の提出、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただきます。現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方など特別の配慮を必要とする方は、必ずその旨をお申込時にお申出ください。旅行の安全かつ円滑な実施の為、同伴者の同行を条件としたり、場合によってはお申込をお断りさせて頂くこともあります。お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する一切の費用はお客様にご負担頂きます。
- (3)当社は電話等の通信手段による手配旅行のお申し込みを受け付けます。但し、運輸・宿泊等の機関により、お申し込みをお引き受けできない場合がありますので予めご了承ください。詳しくは係員にお尋ねください。

3.旅行契約の成立

旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立いたします。但し、航空券または宿泊券だけの取得を目的とする場合は、口頭によるお申し込みを受け付けることがあります。

4.旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行申込書等で定めた日までにお支払いください。

5.旅行業務取扱料金

旅行サービスの手配に対して次の旅行業務取扱料金を申し受けます。(税抜)

	内容	料金(別途消費税を申し受けます)
手配料金	運送機関と宿泊機関等旅行サービスとの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内(下限1件2,000円)
	運送機関、宿泊機関等旅行サービスの予約・手配 1件につき	旅行費用総額の20%以内(下限1件2,000円)
	添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く。)	添乗員1人1日につき 60,000円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等旅行サービスとの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内(下限1件2,000円)
	運送機関、宿泊機関等旅行サービスの予約・手配の変更 1件につき	旅行費用総額の20%以内(下限1件2,000円)
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等旅行サービスとの手配が複合した場合	旅行費用総額の20%以内(下限1件2,000円)
	運送機関、宿泊機関等旅行サービスの予約・手配 1件につき	旅行費用総額の20%以内(下限1件2,000円)
	未使用券の精算手続き 1人1件	5,000円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等の為の通信連絡を行った場合等	1件につき 2,500円 (電話料、電報料は別)

- (注)
- (1)同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも1件と数えます。手配日、利用日、利用期間、利用区間、提供機関等が異なる場合は、それぞれ1件と数えます。
 - (2)お客様の希望により、変更又は取消しを行う場合は、当初の手配料金のほか、運送機関、宿泊機関等の定める取消料および上記の変更手続料金、取消手続料金を申し受けます。
 - (3)当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、旅行契約に基づく当社の債務は終了いたします。従って、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約が締結できなかった場合でも、当社がその義務を果たしたときには、所定の取扱料金をお支払いいただきます。

6.旅行契約内容の変更と手数料

お客様から契約内容の変更のお申し出があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けます。

- [1]変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発券している場合の払戻手数料を含みます。)
- [2]当初の手配料金のほか、所定の変更手数料(上記第5項該当の金額)

